

日行連発第 856 号  
平成 29 年 12 月 1 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 矢 野 浩 司

軽自動車関係手続における自動車検査証に記載する  
使用者住所の記載範囲について（周知）

今般、軽自動車検査協会より、リコール情報等を確実に使用者に届けるため、自動車検査証の住所に、団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の記載を必須とする扱いを開始することに伴い、申請書（OCR シート）についても棟番号及び部屋番号を記載することとなる旨の連絡と周知依頼がありました。

各単位会におかれましては、貴会会員への周知につきご協力くださるようお願いいたします。詳細については、添付の文書をご確認ください。

なお、本件取扱いの開始日は平成 30 年 1 月 4 日からとされておりますが、開始日以前においても、棟番号及び部屋番号の記載にご協力くださるようお願いいたします。

【別添】

自動車検査証に記載する使用者住所の記載範囲について（依頼）  
（平成 29 年 11 月 14 日付・29 軽検検第 256 号の 3）

【参考】

軽自動車検査協会ホームページ

[https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2017/notice\\_20171114\\_004063.html](https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2017/notice_20171114_004063.html)

以 上